

地方消費税

この税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設されたもので、平成9年4月1日から実施されています。

資産の譲渡(商品を販売する取引等)や役務の提供(サービス取引等)等の国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、商品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。

■納める人

- 国内取引(譲渡割)・・・商品の販売、サービスの提供及び資産の貸付等を行った事業者(個人、法人)
- 輸入取引(貨物割)・・・輸入貨物を保税地域から引き取る者

■納める額(主なもの)

令和元年10月1日から

消費税額(国税)の78分の22(消費税率に換算すると2.2%相当額)

※ 地方消費税と消費税を合わせた税率は10%となります。

■申告と納税

- 国内取引(譲渡割)・・・消費税(国税)と併せて国(税務署)に申告納付します。
- 輸入取引(貨物割)・・・消費税(国税)と併せて国(税関)に申告納付します。

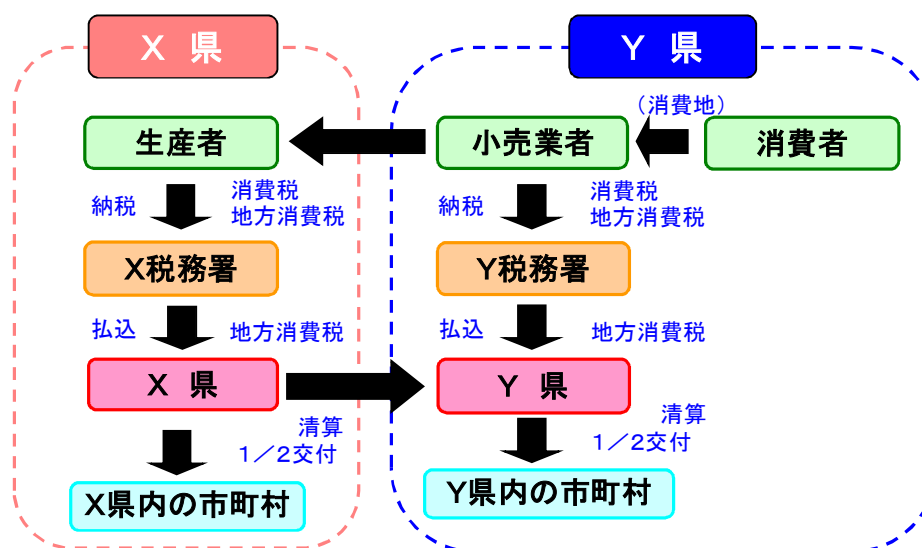
■都道府県間の清算

消費者の方に負担していただいた地方消費税は、各都道府県の消費に関する指標(経済センサス活動調査の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額、国勢調査の人口)により各都道府県間で清算され、消費地の都道府県の収入となるよう調整を行います。

■市町村への交付

都道府県間の清算後、その額の2分の1が消費に関する指標(国勢調査の人口、経済センサス活動調査の従業者数)に応じて市町村に交付されます。

■地方消費税のしくみ



■軽減税率制度

令和元年10月1日の消費税率10%への引上げと同時に、軽減税率制度が導入されました。

- 軽減税率:8%(国:6.24%, 地方:1.76%)〈標準税率:10%(国7.8%, 地方:2.2%)〉
- 対象品目:酒類及び外食を除く飲食料品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

軽減税率(8%)の対象品目	
飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



お買い物は県内で！

※H31.4発行 国税庁リーフレットから

■インボイス制度

- 令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度が開始されました。

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

	- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 - 取引年月日 - 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） - 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 - 税率ごとに区分した消費税額等 - 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
--	---

※R3.7発行 国税庁リーフレットから